

## ○がん対策推進基本計画と都道府県がん対策推進計画（第9条～第11条）

### （がん対策推進基本計画）

政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の具体的な目標及びその達成時期を記載したがん対策推進基本計画を閣議により決定しなければならない。（第9条）

- ※ 法施行（平成19年4月1日）後速やかに策定予定。
- ※ がん対策推進基本計画は、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会（がん患者及びその家族又は遺族、がん医療従事者並びに学識経験者による協議会。委員は20人以内で、厚生労働大臣が任命。）の意見を聴いて、厚生労働大臣が案を作成する。
- ※ がん対策推進基本計画は、国会に報告するとともに、インターネット等により公表しなければならない。
- ※ 政府は、がん対策推進基本計画の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- ※ 政府は、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

### （都道府県がん対策推進計画）

都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

また、都道府県がん対策推進計画は、医療法に規定する医療計画、健康増進法に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（第11条）

- ※ がん対策基本法上の都道府県がん対策推進計画の策定期限に関する規定はないが、国のがん対策推進基本計画策定後速やかに計画策定に着手し、医療計画等の制定と合わせ、平成20年度以降を見据えた計画を策定していただきたいと考えている。
- ※ 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ※ 都道府県は、少なくとも五年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

○がん対策の基本的施策（第12条～第18条）

国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるものとされている。

（がんの予防の推進）喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。（第12条）

（がん検診の質の向上等）がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。（第13条）

（専門的医療従事者の育成）手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。（第14条）

（医療機関の整備等）がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。また、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。（第15条）

→ がん診療連携拠点病院の整備

（がん患者の療養生活の質の維持向上）がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。（第16条）

（情報収集提供体制の整備等）がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

また、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。（第17条）

→ がん登録

（研究の推進等）がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

また、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。（第18条）



平成18年10月27日

照会先	健康局総務課がん対策推進室
	佐々木（内線2945）
	安里（内線4603）
	小山（内線2946）

## がん対策の推進に関する意見交換会の開催及び がん対策の推進に関するご意見の募集について

がんは日本人の死亡の最大の原因であり、日本人の3人に1人ががんで亡くなっております。こうした状況の中、がん対策の一層の推進に向けて、これまでのがん対策の再点検と課題の抽出等を行うために、がん患者やその家族又は遺族、がん医療従事者及び有識者による意見交換会を健康局長が主催し、開催することとしました。

第1回は11月20日（月）午前9時から12時まで厚生労働省共用第8会議室において開催いたします。詳細は別紙1（がん対策の推進に関する意見交換会の開催について）を御覧ください。

また、意見交換をより実りあるものとするため、併せて、広く国民の皆様から、がん対策の推進に関するご意見をお寄せいただきたいと考え、意見募集を行うこととしております。詳細は別紙2（がん対策の推進に関するご意見の募集について）を御覧ください。

公開・頭撮り可

## がん対策の推進に関する意見交換会の開催について

標記会議を下記により開催いたしますので、お知らせいたします。

- 1 日時 平成18年11月20日(月) 9時00分～12時00分
- 2 場所 厚生労働省 共用第8会議室  
東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 6階
- 3 議題 (1) がん対策の現状について  
(2) その他
- 4 傍聴手続 傍聴希望者は下記により事前に申し出てください。  
傍聴者は、別紙「傍聴される方へ」を厳守してください。  
また、会場の都合により、希望者が多数の場合は、報道関係者、構成員随行者の状況を勘案の上、希望者の中から抽選により、傍聴できる方を選定することといたしますので御了承ください。抽選ではずれた方のみ事前に御連絡いたします。  
なお、同一の所属先(企業、団体等)の方が複数おられる場合には、抽選の前に調整させていただく場合がございます。
- 5 事務局 厚生労働省健康局総務課がん対策推進室  
電話番号 03-5253-1111 (内線 2946、4603)  
FAX 番号 03-3595-2169

## 【傍聴希望者の申込方法】

11月15日(水) 17:00(必着)までに、氏名(ふりがな)、住所、電話番号及びFAX番号、所属先(企業、団体等)を明記の上、FAXにより事務局宛お申し込みください。